平成２４年（フ）第５４４号
名古屋市南区丹後通３丁目５番地の４
債務者　フリークスこと　兼康　哲也
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月２日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７２０号
愛知県海部郡蟹江町本町６丁目45番地　コーポナリタ202号、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町本町６丁目45番地
債務者　山田みどり
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９８号
熊本市南区田迎６丁目９番１―607号
債務者　長須　俊道
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松﨑　尚人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２０２号
静岡市駿河区西島1193番地の21
債務者　杉山　勝彦
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗村香奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９９号
熊本市中央区新屋敷１丁目22番11―301号
債務者　本田　雅久
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　悟士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１００号
福井県坂井市春江町中庄第64号７番地９
債務者　國影　　淳
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月７日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
福井県坂井市丸岡町今福第13号19番地　サンフローラ202号
債務者　為川　孝幸
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野条　泰永
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月７日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
富山市奥田寿町18番２―430号　市営住宅２号棟
債務者　木山　智昭
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　晃司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０９号
富山市太郎丸113番地４
債務者　木山　昭三
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　晃司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１１９号
函館市富岡町２丁目34番17号
債務者　工藤　博幸
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１３１号
北海道亀田郡七飯町鳴川５丁目７番２号　ブリーズガーデン１号館201号
債務者　菊池　榮子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１３２号
函館市川原町９番13号
債務者　関崎　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１９号
岩手県一関市厳美町字橘田58番地、前住所岩手県一関市赤荻字上谷地207番地　セジュールＳ２―202
債務者　高橋　悦子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第７０号
群馬県太田市鳥山上町1509番地６
債務者　髙橋　光一
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第７１号
群馬県太田市鳥山上町1509番地６
債務者　髙橋かよ子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第８２号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地36―103
債務者　梶尾　彩視
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
山口県山陽小野田市大字郡1194番地２
債務者　佐伯　　大
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第５１号
山口県宇部市大字妻崎開作1113番地12
債務者　古賀　美希
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所宇部支部